

ソフトウェア使用許諾契約 ライセンス プライバシー保護画像生成 N-SL5PP

本使用許諾契約（以下「本契約」）は、TOA 株式会社（以下「TOA」）製のネットワークカメラ専用ファームウェアおよび付属する印刷物、電子ドキュメント（以下まとめて「本ソフトウェア」）に関して、お客様（個人または団体を問わず、以下「お客様」）と TOA との間で締結される法的な契約です。

本ソフトウェアを使用するにあたり、「アクティベーションファイル申請書」を提出された時点で、お客様は本契約の条項に拘束されることに同意されたものとします。本契約の条項に同意されない場合、TOA はお客様に本ソフトウェアの使用を許諾することはできません。

1. 本契約によって TOA は、お客様に対し TOA の販売するネットワークカメラ（以下「カメラ」）においてプライバシー保護画像生成機能を利用する目的（以下「本目的」）で本ソフトウェアを使用する非独占的かつ譲渡不能な権利を許諾します。お客様は、カメラ 1 台に対してのみ本ソフトウェアのライセンス 1 件を使用することができます。本ソフトウェアを複数のカメラで使用する場合には、必要数に応じてライセンスを購入しなければならないものとします。なお、お客様は、本ソフトウェアの使用にあたり、カメラに別途 TOA が提供するアクティベーションファイルを用いたプライバシー保護画像生成機能の有効化が必要であることに同意されたものとします。
2. 本ソフトウェアに関するすべての権利および著作権は、TOA が所有しており、本ソフトウェアは著作権法および国際条約の規定によって保護されています。また、本ソフトウェアに関するすべての著作権およびその他の知的財産権は、お客様に一切移転・帰属されないものとします。
3. お客様は、本ソフトウェアを複製することはできません。お客様は、本ソフトウェアを譲渡、貸出、移転、その他の方法で第三者に使用させることはできません。お客様自身での本ソフトウェアの使用を目的としたデバッグ用途以外に、本ソフトウェアを改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。
4. お客様は、本ソフトウェアを本目的以外に使用することはできません。
5. お客様は本契約を解除することはできません。
6. お客様は、本ソフトウェアを国外に持ち出して使用する場合、お客様の責任と負担において、適用される各国の輸出管理法令等に従うものとします。
7. 本ソフトウェアは、「商用コンピューターソフトウェア」および「商用コンピューターソフトウェア書類」と見なされ、アメリカ合衆国政府による規制 DFAR Section 227.7202 および FAR Section 12.212(b) にそれぞれ従っています。
8. TOA は、本ソフトウェアをダウンロード、インストールまたは使用したことにより発生した、データ損失、逸失利益、保証金その他いかなる損害についても、お客様に対し責任を負いません。また、TOA は、明示もしくは黙示を問わず、本ソフトウェアに関する一切の保証（商用性および特定の目的に対する適合性などの黙示の保証を含む）をしないものとします。
9. お客様が、本ソフトウェアの不法な複製を行われた場合、または本契約に違反された場合、事由のいかんを問わず TOA は本契約を解除することができます。その場合、お客様は、本ソフトウェアを一切使用できないものとします。
10. 本ソフトウェアに使用許諾契約書が添付されている場合であって、当該使用許諾契約書と本契約の条項に相違がある場合には、当該使用許諾契約書に記載の条項を優先するものとします。
11. 本契約は日本国の法律に準拠します。本契約に起因する紛争の解決については、神戸地方裁判所が第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

